

# 千歳市新学校給食センター整備運営事業

## 実施方針

令和7年10月

千歳市



## 目 次

第 1 特定事業の選定に関する事項 .....	1
1 事業内容に関する事項 .....	1
2 特定事業の選定に関する事項 .....	8
第 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項 .....	8
1 募集及び選定方法 .....	8
2 募集及び選定の手順 .....	9
3 入札参加者の備えるべき参加資格要件 .....	11
4 提案書類の取扱い .....	16
5 審査及び選定に関する事項 .....	17
第 3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 .....	18
1 責任分担に関する基本的な考え方 .....	18
2 予想されるリスクと責任分担 .....	18
3 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング .....	18
第 4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 .....	19
1 立地条件 .....	19
2 施設要件 .....	19
第 5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 ..	20
第 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 .....	20
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合 .....	20
2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合 .....	20
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合 .....	20
4 金融機関と本市の協議（直接協定） .....	21
第 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 ..	21

1 法制上の措置 .....	21
2 税制上の措置 .....	21
3 財政上及び金融上の支援 .....	21
<b>第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項 .....</b>	<b>22</b>
1 議会の議決 .....	22
2 入札に伴う費用負担 .....	22
3 実施方針等に関する質問・意見の受付等 .....	22
4 実施方針等に関する問合せ先 .....	24
資料1 事業予定地位置図	
資料2 リスク分担表	
様式1 閲覧資料貸出申込書兼誓約書	
様式2 実施方針等に関する現地説明会参加申込書	
様式3 実施方針等に関する質問及び意見書	
様式4 実施方針等に関する個別対話参加申込書及び個別対話の議題	

## 第1 特定事業の選定に関する事項

### 1 事業内容に関する事項

#### (1) 本事業の目的

千歳市（以下「本市」という。）の学校給食は、昭和39年から共同調理場方式により実施しており、現千歳市学校給食センター（以下「現学校給食センター」という。）では1日約9,000食を調理し、市内小学校（約6,000食）、中学校（約3,000食）のほか、北海道千歳高等支援学校、支笏湖保育所に提供している（保育所は副食のみ提供）。

しかし、現学校給食センターは、供用開始から30年以上が経過し、調理機器及び建築設備の老朽化が進み、全面的な更新が必要となっている。また、学校給食衛生管理基準に対して一部適合していないこと、提供可能な献立に制約があること、食物アレルギーへの対応ができないことなどの課題を抱えていることから、より安全で安心な学校給食を提供するため、令和元年12月に「千歳市新学校給食センター整備に向けた基本構想（以下「基本構想」という。）」を策定し、令和5年4月には食数規模や整備プランなどを見直した基本構想（改訂版）を策定した。

その後、基本構想（改訂版）をさらに具体化し、新たな学校給食センターの整備に必要な施設計画の基本条件や建設候補地、各室の配置や配送計画等を取りまとめ、令和6年12月に「千歳市新学校給食センター整備基本計画」を策定した。

千歳市新学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、施設の設計、建設、維持管理及び運營業務を長期に、かつ、一体的に実施することとし、民間の経営能力及び技術的能力の活用を図り、良好な施設の整備や維持管理、効率的な運営等により、長期的な観点で事業コストの縮減を目指すものとする。

#### (2) 本事業の基本方針

本事業は、新たに一日当たり8,000食の調理能力を有する学校給食センターを整備するとともに、所定の事業期間内において施設の維持管理及び運営を行うもので、以下に示す基本方針を十分に踏まえ、実施するものとする。

##### ① より安全で、より安心な学校給食

ア 食中毒等の発生リスクを抑え、より安全で、より安心な学校給食の提供  
整備の方向性

(ア) 学校給食衛生管理基準等に適合した、より安全で、より安心な給食の提供が可能な施設の整備

- ・ 新学校給食センターは、調理場の汚染作業区域と非汚染作業区域を独立した部屋に区分するなど、学校給食衛生管理基準及び学校給食の共同調

理場を含む大量調理施設に求められる衛生管理の内容を示した厚生労働省の大量調理施設衛生管理マニュアルの各項目に適合した施設とする。

- ・ 児童生徒（園児も含む。以下同じ。）に、より安全で、より安心な学校給食を継続して提供するため、食材の交わりを最小限にするなど、食中毒等の発生リスクを最大限抑え、徹底した衛生管理が可能な施設とする。

(イ) 運用のしやすさを考慮した施設の整備

- ・ 新学校給食センターの整備に当たっては、栄養教諭などの意見を取り入れ、調理員の作業動線や調理状況を想定し、運用のしやすさについても十分に考慮した、より使い勝手の良い施設とする。

イ 食物アレルギーのある児童生徒に対応した学校給食の提供

整備の方向性

(ア) 安全に食物アレルギーに対応する除去食等の調理が可能な施設の整備

- ・ 食物アレルギーに対応した除去食等を調理するため、対応品目のアレルゲンが混入しないよう、通常の献立の調理とは別に調理を行う専用の調理室を整備し、調理室に備える調理機器及び児童生徒に提供する食器についても専用のもを用意する。また、複数の品目に対応する場合には、品目ごとに別の調理ラインを整備する。
- ・ 対応する除去食の品目については、多品目に対応することにより、調理の過程で誤った食材が混入するリスクや各児童生徒に配送する過程で誤った除去食等を提供するリスクが高まることから、安全性を最優先し、効果的な対応を行う。

② より美味しく、児童生徒が喜ぶ学校給食

整備の方向性

ア より美味しく、幅広い献立の提供が可能な施設の整備

- ・ 主食については、現在の米飯、パン、麺類を引き続き1週間の中でバランスよく提供し、このうち米飯については、保温性の高い食缶に入れて学校へ配送することにより、温かい状態で提供することを検討する。
- ・ 副食については、温かいものは温かく、冷たいものは冷たい状態で彩り豊かで幅広い献立を調理し、児童生徒に提供する。
- ・ 和え物等を安全に調理するため、学校給食衛生管理基準に沿った安全な調理が可能な専用の調理室を整備するとともに、加熱調理後の食品を速やかに10℃以下に冷却する真空冷却機などの調理機器を整備する。

- ・ 焼き物については、肉や魚などの食材を使用した調理が可能なスペースを確保するとともに、加熱調理に必要なスチームコンベクションオーブンなどの調理機器を整備する。
- ・ 炒め物については、彩りや食感を改善するため、小規模な釜を必要な数量設置することにより 1つの釜の調理食数を少なくし、調理時間の短縮を図る。

イ より美味しく喫食するため、献立にあった食器の導入

- ・ 家庭で喫食する場合と同じような状態で給食を提供するため、麺類用の大きなどんぶりやカレーライス用の皿、米飯用の飯碗、箸など、様々な献立にあった食器の導入を検討する。

③ 生きた教材として活用が可能な、食育の推進につながる学校給食

整備の方向性

ア 地産地消の推進が可能な施設の整備

- ・ 地場産の野菜類、肉類等を活用するため、野菜類を受け入れる十分なスペースや肉類の下処理を行うスペース等を整備する。

(3) 事業名称

千歳市新学校給食センター整備運営事業

(4) 事業の対象となる公共施設

本事業の対象施設は、千歳市新学校給食センター（以下「本施設」という。）とする。  
なお、給食の配送校及び配膳員配置校の詳細については、要求水準書を参照すること。

(5) 公共施設の管理者の名称

千歳市長 横田 隆一

(6) 事業の内容

① 事業予定地

所在地：北海道千歳市流通 2 丁目 1-2

敷地面積：11,630.52 m<sup>2</sup>

② 事業概要

8,000 食／日の調理能力を有する本施設の設計・建設及び維持管理・運営を行う。

③ 事業方式

本市は、本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）と PFI 事業に係る契約（以下「事業契約」という。）を締結する。本事業は、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき、事業契約における契約書（以下「事業契約書」という。）に従い、事業者が、本施設の設計・建設等の業務を行い、本市に所有権を設定した後、事業契約書に定める事業期間が終了するまでの間、維持管理及び運営業務を遂行する方式（BTO: Build Transfer Operate）により実施する。

④ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日より令和 26 年 7 月末日までとする。

⑤ 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は、施設から速やかに退去すること。

なお、事業者は、事業期間終了後に本市が本施設を継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるように、事業期間終了日の約 2 年前から、本施設の維持管理及び運営業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本市に

提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと（事業期間終了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書において示す。）。

## (7) 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりとする。

### ① 設計業務

- ア 事前調査業務（現況測量、地盤調査等を含む）
- イ 設計業務（基本設計・実施設計）
- ウ 本事業に伴う各種申請等の業務
- エ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

### ② 建設・工事監理業務

- ア 建設工事
- イ 厨房機器等の調達及び設置業務
- ウ 什器・備品等の調達及び設置業務
- エ 食器・食缶等の調達業務
- オ 工事監理業務
- カ 近隣対応・対策業務
- キ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

### ③ 維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備・厨房機器保守管理業務
- ウ 什器・備品等保守管理・更新業務
- エ 食器・食缶等保守管理・更新業務
- オ 外構等維持管理業務
- カ 環境衛生・清掃業務
- キ 警備保安業務
- ク 修繕業務※
- ケ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※ 建築物、建築設備、厨房機器に係る大規模修繕は、本市が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする。ここでいう大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成5年版）の記述に準ずる。）。

#### ④ 運營業務

- ア 開業準備業務
- イ 食数調整業務
- ウ 検収業務
- エ 給食調理業務
- オ 給食配送・食器等回収業務
- カ 配膳業務
- キ 洗浄・残滓処理等業務
- ク 食に関する指導の支援業務
- ケ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※ 運営に関して本市が実施する主な業務は、次のとおりとする。

- ・ 献立作成
- ・ 食材の選定・調達（事業者が実施するもの以外）
- ・ 食数調整に係る年間計画の作成
- ・ 給食費の徴収
- ・ 食材検収に係る給食物資検収簿作成、対応等の指示
- ・ 給食の検食
- ・ 食に関する指導

#### (8) 事業者の収入

本市は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価を、本施設の引渡し後から事業期間終了時までの間に、一時に又は定期的に支払う。サービスの対価は、設計及び建設・工事監理業務の対価、維持管理業務及び運營業務の対価からなる。

#### (9) 光熱水費の負担

維持管理業務及び運營業務の実施に係る光熱水費は、本市が負担する。事業者は、環境負荷低減に寄与する事業とするため、光熱水費の削減をできる限り図るよう業務を実施すること。

#### (10) 地元経済の発展への貢献

本市は、業務の遂行において、市内に本店、支店又は営業所を有する者の登用を期待している。また、業務従事者を市内から優先的に雇用することや、必要な資機材・消耗品等を市内企業から調達することなど、市内企業の育成や地域経済の振興への配慮に期待している。

#### (11) 事業スケジュール（予定）

事業契約締結	令和 8 年 12 月
事業期間	事業契約締結日～令和 26 年 7 月末日
設計・建設期間	事業契約締結日～令和 11 年 5 月末日
維持管理期間	施設引渡し日～令和 26 年 7 月末日
開業準備期間	施設引渡し日～令和 11 年 8 月中旬
給食提供開始日	令和 11 年 8 月中旬以降
運営期間	給食提供開始日～令和 26 年 7 月末日

#### (12) 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、PFI 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年総理府告示第 11 号）並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）のほか、関連法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）を遵守するとともに、関連する要綱・基準等（最新版）に準拠すること。

なお、詳細な法令等については、要求水準書を参照すること。

## 2 特定事業の選定に関する事項

### (1) 特定事業選定の基本的考え方

本事業を PFI 手法で実施することにより、従来の手法により実施した場合と比較して、次に示すいずれかの効果が期待できると判断した場合に限り、PFI 法第 7 条に基づき本事業を特定事業として選定する。

- ① サービスが同一の水準にある場合においては、事業期間全体を通じた本市の財政負担の縮減が期待できること。
- ② 本市の財政負担が同一の水準にある場合においては、サービスの水準の向上が期待できること。

### (2) 特定事業選定の手順

本市の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収その他の収入等を適切に調整したうえで、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

本市が提供を受けるサービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

### (3) 特定事業の選定結果の公表

前号に基づいて本事業を特定事業と選定した場合は、その結果を、評価の内容と合わせ、千歳市公式ホームページ上で速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価に基づき、特定事業としての選定を行わないこととした場合にも、同様に公表する。

## 第 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 募集及び選定方法

本事業では、施設整備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定に当たっては、民間のノウハウや創意工夫を総合的に評価して選定することが必要である。従って、事業者の選定方法は、サービスの対価の額に加え、施設整備に関する能力、維持管理に関する能力、運営に関する能力及び事業の継続性・安定性等を総合的に評価する総合評価方式による一般競争入札により行うものとする。

なお、総合評価方式の実施に当たっては、可能な限り恣意性を排除するため、非価格点をできるだけ定量的にするとともに、本市が本施設に求める機能について、客観的な評価基準の作成等を進めていくこととする。

## 2 募集及び選定の手順

### (1) 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日 程	内 容
令和 8 年 2 月下旬	特定事業の選定及び公表
令和 8 年 3 月下旬	入札の公告、入札説明書等の公表
令和 8 年 4 月上旬	入札説明書等に関する現地説明会
令和 8 年 4 月中旬	入札説明書等に関する質問・個別対話受付締切
令和 8 年 4 月下旬	入札説明書等に関する個別対話
令和 8 年 5 月下旬	入札説明書等に関する質問の回答・個別対話回答結果の公表
令和 8 年 6 月上旬	参加表明書、資格審査書類の受付締切
令和 8 年 6 月中旬	資格審査結果の通知
令和 8 年 7 月下旬	入札及び提案に係る書類の受付締切
令和 8 年 9 月中旬	落札者の決定及び公表
令和 8 年 10 月中旬	基本協定の締結
令和 8 年 10 月下旬	仮事業契約の締結
令和 8 年 12 月中旬	事業契約の締結（市議会の議決）

### (2) 事業者の募集手続等

#### ① 特定事業の選定及び公表

特定事業の選定を行った場合は、令和 8 年 2 月下旬頃に、千歳市公式ホームページ上で公表する。

#### ② 入札の公告、入札説明書等の公表

特定事業の選定を踏まえ、令和 8 年 3 月下旬頃に、入札の公告を行い、入札説明書等を千歳市公式ホームページ上で公表する。また、入札の公告、入札説明書等の公表後、令和 8 年 4 月上旬頃に現地説明会の実施を予定する。

#### ③ 入札説明書等に関する質問及び個別対話の受付及び回答

入札説明書等に関する質問及び個別対話の受付期間は、入札説明書等公表の日から令和 8 年 4 月中旬頃までを予定する。質問及び個別対話の議題の提出及び回答の公表方法については、入札説明書等において示す。

#### ④ 参加表明書及び資格審査書類の受付及び資格審査結果の通知

本事業への参加表明書及び資格審査書類を令和 8 年 6 月上旬頃に受け付ける。審査結果の通知については、令和 8 年 6 月中旬頃を予定する。参加表明書及び資格審査書類の提出及び審査結果の通知方法については、入札説明書等において示す。

#### ⑤ 入札及び提案に係る書類の受付

本事業に関する入札書類及び事業計画等の提案内容を記載した提案書類を令和 8 年 7 月下旬頃に受け付ける。入札の場所及び提案に必要な書類は、入札説明書等において示す。

#### (3) 落札者の決定及び公表

令和 8 年 9 月中旬頃に落札者を決定し、千歳市公式ホームページ上で公表する。

#### (4) 落札者を決定しない場合

本市は、事業者の募集、審査及び落札者の選定において、入札参加者がいない、あるいはいずれの入札参加者も公的財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

#### (5) 事業契約の締結

本市は、落札者が設立した本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）と仮事業契約を締結し、千歳市議会の議決を経た後に、本契約とする。

### 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

#### (1) 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、複数の企業で構成するグループ（以下、「入札参加グループ」という。）とする。入札参加グループは、代表企業を定め、それ以外の企業は構成企業又は協力企業とする。
- ② 参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。
- ③ 入札参加者は、入札の結果、落札者として選定された場合は、入札参加グループのうち、代表企業及び構成企業の出資により、SPC を仮事業契約締結時まで設立するものとする。
- ④ 代表企業は、出資者中最大の出資割合を負担するものとする。
- ⑤ 代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の 50%未満とする。
- ⑥ 本市は、業務の遂行において、市内に本店、支店又は営業所を有する者の登用を期待している。また、業務従事者を市内から優先的に雇用することや、必要な資機材・消耗品等を市内企業から調達することなど、市内企業の育成や地域経済の振興への配慮を期待している。

#### (2) 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業は、本業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。

また、代表企業、構成企業及び協力企業のうち、設計、建設、厨房機器等の調達及び設置、工事監理、維持管理及び運営の各業務を行う者（事業者が設立する SPC から直接これらの業務を受託する者）は、それぞれ以下に示す①、②、③、④、⑤及び⑥の要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。ただし、建設業務を行う者及びそれらの者と資本面又は人事面において関連がある者は、工事監理業務を行うことはできない。この場合、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう（以下同じ）。

##### ① 設計業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、少なくとも 1 社が全ての要件に該当し、以下に示すア及びイの要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

イ 入札参加表明時点で、千歳市競争入札参加資格者名簿に登録があり、登録業種が建築設計であること。

ウ HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。

なお、「HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること」とは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の設計実績、ドライシステムの学校給食施設の設計実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、若しくは HACCP に関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。

エ 平成 28 年 4 月以降に着手した延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の公共施設の実施設設計を完了した実績を有していること。

オ 平成 28 年 4 月以降に着手した学校給食センターの新築若しくは改築工事の実施設設計を完了した実績を有していること。

## ② 建設業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、少なくとも 1 社が全ての要件に該当し、以下に示すア 及びイ の要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。

ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。

イ 入札参加表明時点で、千歳市競争入札参加資格者名簿に登録があり、登録業種が建築一式工事であること。

ウ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による経営事項審査の結果、建築一式工事の総合評定値が 820 点以上であること。総合評定値については、最新のものに限る。

エ 平成 28 年 4 月以降に着手した延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の公共施設の施工実績を有していること。

オ 平成 28 年 4 月以降に着手した学校給食センターの施工実績を有していること。

## ③ 厨房機器等の調達及び設置業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、厨房機器等の調達及び設置業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも 1 社が全ての要件に該当し、以下に示すア の要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。

ア 入札参加表明時点で、千歳市競争入札参加資格者名簿に登録があり、登録業種が厨房用機器であること。

イ 平成 28 年 4 月以降に着手した学校給食センターの厨房機器等の調達及び設置業務の実績を有していること。

#### ④ 工事監理業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、少なくとも 1 社が全ての要件に該当し、以下に示すア 及びイ の要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

イ 入札参加表明時点で、千歳市競争入札参加資格者名簿に登録があり、申請業種が建築設計であること。

ウ 平成 28 年 4 月以降に着手した延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の公共施設の工事監理を完了した実績を有していること。

エ 平成 28 年 4 月以降に着手した学校給食センターの新築若しくは改築工事の工事監理を完了した実績を有していること。

#### ⑤ 維持管理業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は、少なくとも 1 社が全ての要件に該当し、以下に示すア の要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。

ア 入札参加表明時点で、千歳市競争入札参加資格者名簿に登録があること。

イ 平成 28 年 4 月以降に着手した学校給食センターの維持管理業務の実績を有していること。

#### ⑥ 運営業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、運営業務を複数の運営企業で実施する場合は、少なくとも 1 社が全ての要件に該当し、以下に示すア の要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。

ア 入札参加表明時点で、千歳市競争入札参加資格者名簿に登録があること。

イ HACCP に対する相当の実績等を有していること。

なお、「HACCP に対する相当の実績等を有していること」とは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の運営実績、ドライシステムの学校給食施設の運営実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、若しくは HACCP に関する審査員資格等を有していること等をいう。

ウ 運營業務のうち、給食調理業務を行う者については、平成 28 年 4 月以降に学校給食センターにおいて、4,000 食/日以上調理業務の実績を有していること。

エ 4,000 食以上の学校給食センターでの調理業務の実務経験が 3 年以上で、かつ、栄養士又は調理師のいずれかの資格を有する者を調理責任者として、当該調理業務を実際に行う企業の正規職員として配置できること。

### (3) 入札参加者の制限

以下のいずれかに該当する者は、入札参加者となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ② 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から事業者の選定が終了するまでの期間に、「千歳市競争入札参加資格者指名停止措置要綱」（平成 14 年 12 月 18 日千歳市長決裁）による指名停止を受けている者。
- ③ PFI 法（平成 11 年法律第 117 号）第 9 条の各号の規定に該当する者。
- ④ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- ⑤ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者。
- ⑥ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者。
- ⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。
- ⑧ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- ⑨ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者。
- ⑩ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。
- ⑪ 本事業に係るアドバイザリー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。

本事業に係るアドバイザリー業務に関与した者とは、以下のとおりである。

- ・ 株式会社 建設技術研究所
- ・ シリウス総合法律事務所
- ・ 株式会社 学校文化施設研究所
- ・ 永井公認会計士事務所

- ⑫ 「第2 5 審査及び選定に関する事項」に記載の（仮称）千歳市新学校給食センター整備運営事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、実施方針の公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。
- ⑬ 法人税、消費税、地方消費税、市税及び法人住民税を滞納している者。
- ⑭ 入札参加者及び協力企業のいずれかで、他の入札参加者として参加している者。ただし、本市が事業者との基本協定書を締結後、選定されなかった他の入札参加者が、事業者の業務等を支援し、及び協力することは可能である。また、給食配送・食器等回収業務を実施する協力企業として本事業に参画しようとする者は、複数の入札参加者の協力企業となることができる。
- ⑮ 千歳市暴力団排除条例（平成26年千歳市条例第1号）に規定する暴力団員等及び暴力団員等との関係を有している者。

#### **(4) 特別目的会社（SPC）の設立等**

入札参加者は、本事業の事業者を選定された場合、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として本事業を実施する SPC を千歳市内に設立することとする。なお、事業予定地内に設立することは不可とする。

SPC の株式については、事前に書面により本市の承諾を得た場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

#### **(5) 参加資格要件の確認基準日**

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書及び資格審査書類を受付した日とする。ただし、参加資格を確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、事業契約締結日までの間に、代表企業が資格要件を欠くこととなった場合には、事業契約を締結しないこととする。

#### **(6) 入札参加者及び協力企業の変更**

代表企業の変更は認めないが、構成企業及び協力企業については、資格・能力等の面で支障がないと本市が判断した場合には、追加及び変更を可能とする。

## (7) 競争入札参加資格者名簿への登録

本市の競争入札参加資格者名簿に登録がない者は、参加表明書提出までに登録を完了させておくこと。令和7・8・9・10年度競争入札参加資格審査申請の追加登録の受付は令和7年12月から令和8年1月に実施する。

なお、登録が完了できない場合には、以下に示す書類を提出することにより、本事業に限り競争入札参加資格者名簿の登録と同等と見なすものとする。詳細は、「第8-4 実施方針等に関する問合せ先」に記載の担当窓口にお問い合わせのこと。

- ① 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
- ② 商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
- ③ 商号登記していない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
- ④ 財務諸表（法人及び個人）
- ⑤ 法人にあつては、直近年度の国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）及び千歳市税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
- ⑥ 個人にあつては、直近年度の国税（所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税）及び千歳市税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

## 4 提案書類の取扱い

### (1) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本市が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

### (2) 特許権等

提案の中で特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

## 5 審査及び選定に関する事項

### (1) 提案等の審査

事業者の選定は、資格審査及び提案審査により行う。

各審査の主な内容は、次のとおりとする。

資格審査	入札参加者の資格審査
提案審査	事業計画の提案に関する審査 設計業務の提案に関する審査 建設・工事監理業務の提案に関する審査 維持管理業務の提案に関する審査 運營業務の提案に関する審査 入札参加者独自の提案（地域経済への配慮、事業者独自のノウハウやアイディア）に関する審査 提案価格に関する審査

### (2) 審査委員会の設置

事業者の選定に当たり、本市に学識経験者等で構成する審査委員会を設置する。審査委員会は、落札者決定基準や入札説明書等事業者選定に関する書類の検討及び入札参加者から提出された提案の審査等を行う。

審査委員会の委員は、次のとおりである。

#### 【審査委員会 委員】

(敬称略)

氏名	所属
近藤 浩文	公立千歳科学技術大学理工学部特任教授
小山 奈緒美	北海道文教大学人間科学部健康栄養学科教授
千葉 崇晶	千葉崇晶公認会計士・税理士・行政書士事務所 公認会計士・税理士・行政書士
小倉 郁美	千歳市 PTA 連合会会長（令和 7 年度）
今野 由香	千歳市学校給食センター運営審議会委員（令和 7 年度）
小尾 千智	千歳市建設部長
高橋 裕輔	千歳市教育部長

### 第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1 責任分担に関する基本的な考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者自らが責任をもって遂行し、各業務の履行に伴い発生するリスクについては、事業者自らが責任をもって対応し、リスク発生による影響についても、事業者自らの負担で対応するものとする。ただし、事業者が事業者のみでは対応することが難しいと認められるリスク及び本市が対応すべきと認められるリスクについては、本市が責任の一部又は全部を負担することとする。

#### 2 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者のリスク分担の考え方は、資料2に示す「リスク分担表」のとおりであるが、民間事業者からの意見を踏まえた上で、入札説明書等の中で改めて示す。

#### 3 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

##### (1) モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書及び事業者の提案内容に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本市でモニタリングを行う。

##### (2) モニタリングの時期

本市が行うモニタリングは、設計、建設・工事監理、維持管理及び運営の各段階において実施する。

##### (3) モニタリングの方法

モニタリングは、本市が提示した方法に従って本市が実施する。事業者は、本市からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

##### (4) モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本市から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定等に反映され、要求水準書及び事業者の提案内容等に示されたサービス水準を下回る場合には、サービスの対価の支払の延期や減額のほか、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

## 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 立地条件

本施設が立地する事業予定地の前提条件は、次のとおりである。

所在地	北海道千歳市流通2丁目1-2
敷地面積	11,630.52 m <sup>2</sup>
土地所有者	千歳市
用途地域	工業地域
特別用途地区	第4種特別工業地区
建ぺい率/容積率	60% / 200%
道路斜線	勾配：1/1.5、適用距離：20m
隣地斜線	勾配：1/1.5、適用距離：31m
北側斜線	なし
日影規制	なし
防火・準防火地域	なし
接道条件	南側：街96009街路旭ヶ丘通（幅員18.0m）
水道整備状況	上水道：南側市道の北側歩道下にφ100埋設 下水道：南側市道の車道下に雨水管φ300、污水管φ250埋設
その他	・都市計画法第29条の開発許可は不要であることを確認している。 ・「千歳市工場立地法準則条例」の適用となる。 （緑地を含む25%以上の環境施設の設置を、10%以上に緩和）

### 2 施設要件

#### (1) 基本的考え方

本施設については、「学校給食衛生管理基準」に準拠するとともに、衛生面及び機能面を重視し、ドライシステムの導入、汚染作業区域と非汚染作業区域の区分化、調理工程別の区画化等により、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理に対応した設備の配置を基本とする。

#### (2) 構成要素

本施設の諸室の構成、規模、設計要件等の詳細については、要求水準書において示す。

## 第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約に定める具体的措置を行うこととする。

また、事業契約に関する紛争については、札幌地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の履行が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

### 1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解除することができる。
- ② 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本市は、事業契約を解除することができる。
- ③ 前2号により事業契約が解除された場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

### 2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- ② 前号により事業契約が解除された場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償しなければならない。

### 3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、本市又は事業者は、事業契約を解除することができる。

#### **4 金融機関と本市の協議（直接協定）**

本事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と本市とで協議し、直接協定を締結することがある。

### **第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項**

#### **1 法制上の措置**

本事業に関する法制上の優遇措置等は想定していない。

#### **2 税制上の措置**

本事業に関する税制上の優遇措置等は想定していない。

#### **3 財政上及び金融上の支援**

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、本市は、これらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

なお、本市は、事業者に対する出資等の支援は行わない。

## 第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1 議会の議決

本市は、本事業の契約に係る債務負担行為の設定に関する議案を令和8年第1回千歳市議会定例会（令和8年3月）に、また、事業契約の締結に関する議案を令和8年第4回千歳市議会定例会（令和8年12月）に提出する予定である。

なお、市議会にて上記の議決が得られなかった場合に生じる入札参加者への損害に関し、本市は一切の責任を負わないものとする。

### 2 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

### 3 実施方針等に関する質問・意見の受付等

#### (1) 実施方針等に関する質問・意見等のスケジュール

実施方針等に関する質問・意見等のスケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日 程	内 容
令和7年10月31日	実施方針等の公表
令和7年11月11日	実施方針等に関する現地説明会
令和7年12月5日	実施方針等に関する個別対話受付及び質問・意見受付締切
令和7年12月17日	実施方針等に関する個別対話
令和8年1月下旬	実施方針等に関する質問・意見への回答及び個別対話結果の公表

#### (2) 実施方針等に関する質問・意見等の手続

##### ① 実施方針等の公表

本市は、実施方針及び本事業を実施する事業者に要求する本施設の設計、建設及び維持管理に関するサービス水準を示した要求水準書（案）を作成し、令和7年10月31日（金）に、本市ホームページにおいて公表する。また、要求水準書（案）の閲覧資料の貸出を以下のとおり実施する。

ア 貸出期間：令和7年11月4日（火）～入札公告

（閉庁日を除く、9時から正午まで及び13時から16時まで）

イ 貸出方法：閲覧資料は、CDにて貸出す。

ウ 申込方法：貸出を希望する者は、事前に「第8 4 実施方針等に関する問合せ先」に連絡すること。なお、貸出にあたって、「様式1 閲覧資料貸出申込書兼誓約書」を提出すること。

## ② 実施方針等に関する現地説明会の開催

本市は、本事業への参加を予定している者を対象に、令和7年11月11日（火）に実施方針等に関する説明会、現地説明会及び配送校見学会を開催する。

ア 開催日時：令和7年11月11日（火）13時15分から

イ 集合場所：千歳市学校給食センター2階会議室

ウ 開催場所

実施方針等に関する説明会：千歳市学校給食センター2階会議室

現地説明会：事業予定地

配送校見学会：市立小・中学校（各1校）

エ 参加資格：本事業に参加を予定している者とし、1社の参加人数は3名以内とする。また、説明会当日は、当日から2週間以内に受けた検便検査結果を持参することとし、結果が「陰性」の方のみが配膳室に入室可とする。なお、検便検査には、赤痢菌、腸チフス、パラチフスA、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌 O157 の検査を含めることとする。

オ 受付方法：「様式2 実施方針等に関する現地説明会参加申込書」に必要事項を記載の上、実施方針等公表の日から令和7年11月7日（金）16時まで、「第8 4 実施方針等に関する問合せ先」に記載の担当窓口で電子メールにより提出すること。なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝日を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。

## ③ 実施方針等に関する質問及び意見の受付

本市は、本事業への参加を予定している者に対し、実施方針等に関する質問及び意見を、以下のとおり受け付ける。

ア 受付期間：実施方針等公表の日～令和7年12月5日（金）16時まで

イ 受付方法：「様式3 実施方針等に関する質問及び意見書」に必要事項を記載の上、「第8 4 実施方針等に関する問合せ先」に記載の担当窓口で電子メールにより提出すること。なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝日を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。

## ④ 実施方針等に関する質問及び意見への回答の公表

本市は、実施方針等に関する質問及び意見への回答を令和8年1月下旬頃までに千歳市公式ホームページにおいて公表する。なお、提出された質問及び意見への回答は、質問者及び意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質問者及び

意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き公表する。

#### ⑤ 実施方針等に関する個別対話の実施

本事業に参加を予定している者の意見を聴取し、必要に応じて特定事業の選定や入札説明書等に反映することを目的として、本市と事業者との個別対話を実施する。実施方針等に関する個別対話は、以下の予定で実施する。

ア 開催日時：令和7年12月17日（水）

イ 開催場所：個別対話参加者に別途通知する

ウ 参加資格：本事業に参加を予定している者とし、1社の参加人数は5名以内とする。なお、入札参加グループの組成を予定している複数者出席することも可とし、この場合の参加人数は合計で10名以内とする。

エ 申込期間：実施方針等公表の日～令和7年12月5日（金）16時まで

オ 申込方法：「様式4 実施方針等に関する個別対話参加申込書及び個別対話の議題」に必要事項を記載の上、上記期日までに、「第8-4 実施方針等に関する問合せ先」に記載の担当窓口にて電子メールにより提出すること。なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝日を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。

#### ⑥ 実施方針等に関する個別対話結果の公表

本市は、実施方針等に関する個別対話結果の回答を令和8年1月下旬頃までに千歳市公式ホームページにおいて公表する。なお、個別対話の内容は、個別対話の参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものを除き公表する。

### 4 実施方針等に関する問合せ先

本実施方針等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

千歳市教育委員会 教育部学校給食センター 学校給食センター整備担当

所在地：〒066-0019 北海道千歳市流通3丁目1-11

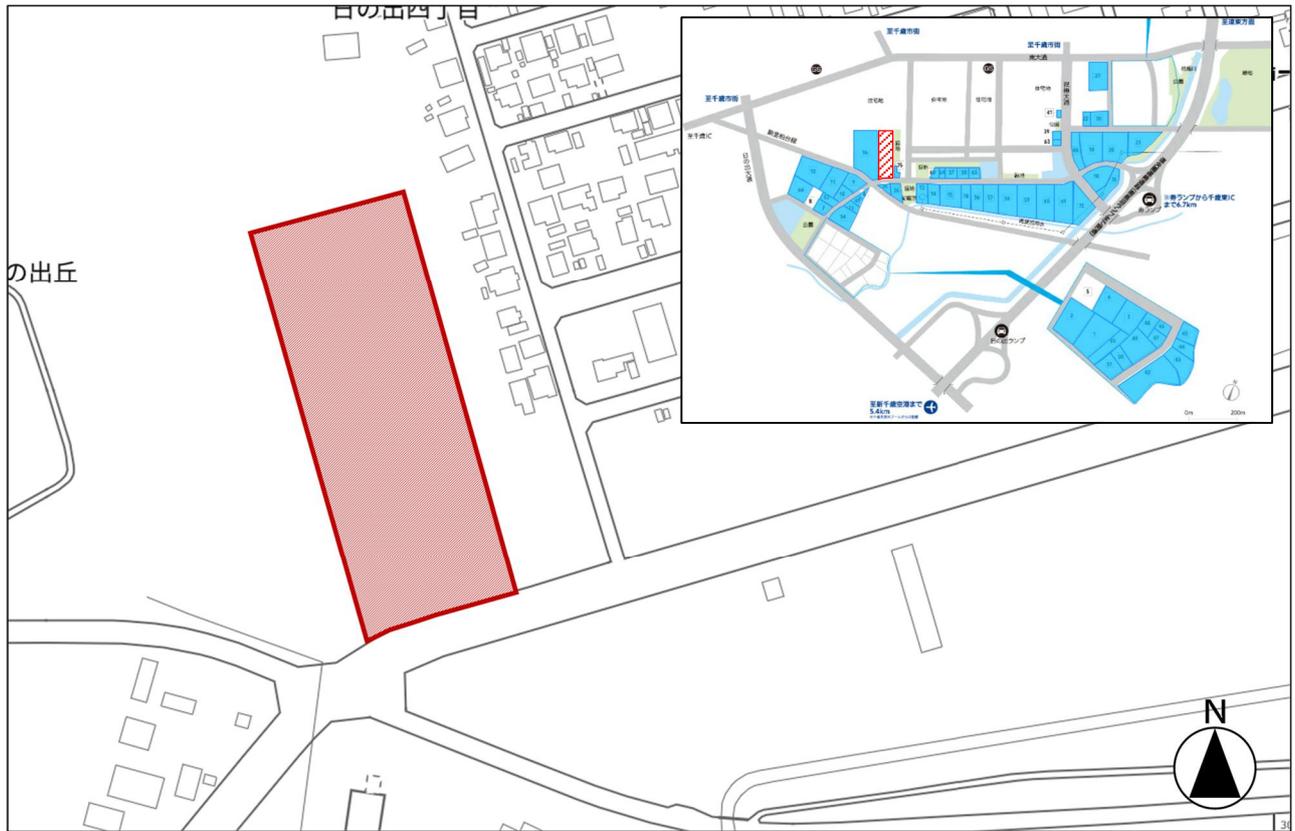
電話：0123-23-3591（直通）

F A X：0123-23-3599

E-mail：kyushokucenter@city.chitose.lg.jp

千歳市公式ホームページアドレス：<https://www.city.chitose.lg.jp/>

資料 1 : 事業予定地位置図



資料2：リスク分担表

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
1	行政リスク	本市の政策転換による事業開始遅延・事業中断・事業契約解除等	●	
2	税制度リスク	事業者の利益に係る税制度の新設・変更等		●
3		上記以外のもの（消費税の変更を含む。）	●	
4	法制度リスク	本事業に直接関わる法制度の新設・変更等（許認可・公的支援制度の新設・変更等を含む。）	●	
5		上記以外のもの		●
6	許認可の取得遅延・失効リスク ※制度変更は法制度リスクに含む。	事業者が取得すべき許認可の未取得、取得遅延・失効		●
7		上記のうち、本市が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの	●	
8		本市が取得すべき許認可の取得遅延・失効	●	
9		上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの		●
10	公的支援制度の獲得リスク ※制度廃止や条件変更等は法制度リスクに含む	事業者が獲得すべき公的支援制度の獲得不可		●
11		上記のうち、本市が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの	●	
12		本市が獲得すべき公的支援制度の獲得不可	●	
13		上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの		●
14	住民対応リスク	本事業の実施に係る周辺住民等の反対運動、要望等による計画遅延、条件変更、費用の増大等	●	
15		事業者が実施する業務に起因するもの		●
16	第三者賠償リスク	事業者の事由による第三者への賠償		●
17		本市の事由による第三者への賠償	●	
18		上記以外の第三者等の事由による第三者への賠償	●	▲
19	金利変動リスク	基準金利の設定時点までの金利変動	●	
20		維持管理、運営期間中の金利変動		●
21	要求水準リスク	事業者の実施する設計、建設、維持管理、運営業務の性能未達や瑕疵、不履行によるもの		●
22		上記以外のもの	●	
23	環境問題リスク	調査、設計、建設、維持管理、運営における騒音、振動、地盤沈下、有害物質の排出、漏洩等、環境保全に関するもの		●
24	物価変動リスク	運用開始までの物価変動に伴う事業者の費用の増加	●	●
25		維持管理・運営期間中の物価変動に伴う事業者の費用の増減	●	●
26	インフラ供給リスク	事業者の事由によるもの		●
27		本市の事由によるもの（本市が供給元の場合を含む。）	●	
28		供給元等の第三者的な事由によるもの	●	
29	不可抗力リスク	戦争、天災、暴動等の不可抗力による事業の中断・中止に伴う設計・建設・維持管理・運営に係る費用の増加その他の損害	●	▲

●は主分担、▲は従分担を表す。

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			本市	事業者	
30	募集・契約段階	入札関連書類の誤り	●		
31		募集費用リスク	本市の募集実施費用	●	
32			事業者の応募費用		●
33		資金調達リスク	本市が必要な資金の確保に関するもの	●	
34			契約段階での資金調達の不調		●
35		契約締結リスク	本市の事由による契約締結の遅延、締結不能	●	
36			事業者の事由による契約締結の遅延、締結不能		●
37			議会の承認が得られないことによる契約締結の遅延、締結不能	●	●
38	設計・建設段階	測量・調査リスク	本市が実施した測量・調査に関するもの	●	
39			事業者が実施した測量・調査に関するもの		●
40		設計リスク	本市が提示した条件の誤りや要求事項の変更などによる設計変更に伴う費用の増大、工期の遅延など	●	
41			事業者の設計に係る瑕疵による費用の増大、工期の遅延など		●
42		地下埋設物	予め想定し得ない地下埋設物の顕在化による対応費用の増加や工期の遅延等	●	
43		土地の瑕疵	土地の瑕疵（土壌汚染等）に起因する対応費用の増加や工期の遅延等	●	
44		工事費用増大リスク	事業者の見積もりの誤りや下請け・雇用者の不正行為など事業者の事由による費用の増大		●
45			提示条件の誤りや追加指示など、本市の事由による費用の増大	●	
46		工期遅延リスク	本市の事由による工期の遅延	●	
47			事業者（下請業者を含む。）の事由による工期の遅延		●
48	施設損害リスク	事業者の事由による施設の損害		●	
49		本市の事由による施設の損害	●		
50		上記以外の第三者等の事由による施設の損害	●	▲	
51	工事監理リスク	工事監理の不備によるもの		●	
52	一般的損害リスク	設備・原材料の盗難、事故による第三者への賠償等に関するもの		●	
53	譲渡手続きリスク	施設譲渡の手続きに伴う諸費用に関するもの		●	

●は主分担、▲は従分担を表す。

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
54	維持管理・運営費用上昇リスク	事業者の計画・見積の誤りなど、事業者の事由による維持管理・運営費用の上昇（物価変動は除く。）		●
55	支払遅延リスク	本市の事由による事業者へのサービスの対価の支払遅延・滞納	●	
56	計画変更リスク	本市の事由による事業実施条件の変更	●	
57	施設損害リスク	事業者の事由による施設の損害		●
58		本市の事由による施設の損害	●	
59		上記以外の第三者等の事由による施設の損害	●	▲
60	施設瑕疵リスク	建設の構造に補修を要する瑕疵が見つかった場合		●
61	施設譲渡リスク	事業期間終了時の施設引渡しの際に、給食サービスが継続可能な状態にするための費用		●
62	配食数増減リスク (需要変動リスク)	本市の要請による配食数増加に伴う事業者の増加費用の負担	●	▲
63		児童生徒数の減少による給食数の減少に伴う運営業務自体の収益の増減	▲	●
64		食べ残し等による残滓の変動（本市作成の献立による影響を含む。）	●	▲
65	異物混入リスク (食中毒リスク)	本市が実施する業務に起因するもの	●	
66		事業者が実施する業務に起因するもの		●
67		上記以外の第三者等の事由によるもの	●	▲
68	食物アレルギー 対応リスク	本市が実施する業務に起因するもの	●	
69		事業者が実施する業務に起因するもの		●
70		突発的な発症(事前の把握が困難な食物アレルギー物質による場合)	●	
71	配送及び 配膳遅延リスク	本市の責めによる配送及び配膳の遅延等により本市及び事業者が生じた増加費用の負担	●	
72		事業者の責めによる配送及び配膳の遅延等により本市及び事業者が生じた増加費用の負担		●
73		上記以外の第三者等の事由によるもの	●	▲
74	運搬費用 増大リスク	物価上昇、計画変更等以外の要因による運搬費用の増大（交通事情悪化による運送費増加など）		●
75	食器等破損リスク	本市が実施する業務に起因する食器等の破損	●	
76		事業者が実施する業務に起因する食器等の破損		●
77		学校、児童生徒に起因する食器等の破損	●	
78	事業の 中断 ・ 終了 段階	本市の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害	●	
79		事業者の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害		●
80		法令変更等、両者の事由によらない事業中断に伴う損害	●	●
81	債務不履行リスク	要求水準不適合による事業の中断に伴う損害		●
82	事業の 終了 段階	事業者が実施すべき事業の終了手続きの不備による損害		●
83		事業期間終了に伴う業務移管		●

●は主分担、▲は従分担を表す。